



平成 24 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 ク オ ー ル 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 村 勝  
(コード番号 3034 東証第二部)  
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 福 満 清 伸  
T E L 03-6430-9060

## 内部統制システム構築の基本方針の変更に関する決議のお知らせ

当社は、平成24年5月25日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり一部変更することを決議しましたのでお知らせいたします。

下線\_が変更部分であります。

### 記

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、企業理念を着実に遂行することを企業目的とし、法令、定款、社内規程に従い「クオールグループ企業行動憲章」、「役職員倫理規程」、「コンプライアンス管理規程」を遵守した高い倫理観に基づく企業活動を推進している。
- ロ. 当社は、社外取締役及び社外監査役を選任している。社外取締役及び社外監査役は、取締役の職務執行が機能する体制が整備・確保され、実践されているかを監視している。
- ハ. 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置し、当社における業務活動の適正性及び効率性を監視している。
- ニ. 法令等遵守の統括機関としてのリスク管理委員会にコンプライアンス部会事務局を設置し、当社及びグループ会社に対して企業倫理とコンプライアンスを徹底している。
- ホ. 内部統制の統括機関としての内部統制委員会に内部統制部会事務局を設置し、所定の手続きを経て内部統制のモニタリング等を実施・評価、内部統制委員会にて審議の上社長に報告、取締役会にて最終決定している。

#### 2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係わる情報については、別に定める「文書管理規程」及びその他社内規程に基づき適切に保存・管理を行っている。

監査役会又は監査役は必要に応じて当該文書を自由に閲覧することができる。

#### 3. 損失の危険に関する規程その他の体制

- イ. 損失の危険に関する規程その他の体制に関する事項については、別に定める「全社リスク管理規程」及びその他社内規程に基づき、リスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保している。監査役会又は監査役は必要に応じて当該文書を自由に閲覧することができる。
- ロ. 大規模な災害、事故等の発生によるリスクに適切に対処するため、適宜迅速に対策本部を設置する。対策本部で取り扱うべきリスク、権限、活動内容等の詳細については、「危機管理（リスク管理）規程」において定める。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月 1 回定時開催し、年度予算の進捗状況を報告、対策を決定するほか、必要に応じて臨時取締

役会を開催し、適宜個別審議事項に対応している。

- ロ. 取締役会の機能強化と迅速な意思決定を目的として、執行役員制度を導入し、経営の意思決定をする取締役と、業務遂行の責任を担う執行役員を明確に区分し、効率的に業務執行している。
- ハ. 別に定める「職務分掌規程」に基づき、迅速かつ効率的に業務遂行している。

#### 5. 会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 「クオールグループ企業行動憲章」及び「役職員倫理規程」並びに「コンプライアンス管理規程」を当社及びグループ会社における業務運営の倫理上・業務上の指針としている。
- ロ. 経営管理については「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による関係会社経営の管理を行っている。
- ハ. 内部監査室は、別に定める「内部監査規程」に基づき、関係会社に対し、グループ統制の見地から、人事・資金面での影響度や連結決算の適正な実施等、定期的もしくは特命的に監査している。
- ニ. グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容又は法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認められる場合には、リスク管理委員会コンプライアンス部会の事務局である総務法務部に報告する。コンプライアンス部会は、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができる。また監査役は、意見を述べるとともに、当社取締役会にて改善策を求めることができる。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び、同使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人を任命する必要がある場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。補助使用人が兼任で監査補助業務を担う場合には、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長の指揮命令は受けないこととする。監査補助者の評価は監査役が行い、監査役の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。
- ロ. 監査役補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に与える重要な事項について、監査役に都度報告している。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

#### 8. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

社内通報に関する規程として「内部通報（ホットライン）管理規程兼公益通報者保護管理規程」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保している。

#### 9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力排除に向けた体制を維持するために「反社会的勢力対策規程」を定めている。社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携をとりつつ、毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を確保している。

#### 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用している。

以上